

主な話題

- p 02 令和5年度も「窓口業務時間延長」を実施します！
- p 03 高齢者と高齢者を介護する家族の方を支援します
- p 04 一般ドックまたは脳ドックの受診費用を補助します

マイナポイント事業第2弾

申し込みはお早めに！

ポイントの申し込み期限が5月末まで延長になりました

総務省が実施するマイナンバーカード取得者を対象としたポイント付与施策「マイナポイント事業」の第2弾について、マイナポイントの申し込み期限が5月末まで延長になりました。次の方を対象に、最大で2万円相当のポイントがもらえるチャンスがありますので、この機会にぜひご利用ください。

【問い合わせ】住民課住民担当(☎282-1711 内線1125)

対象

マイナンバーカードを令和5年2月末までに申請し、受け取り後、5月末までにマイナポイントの申し込みをした方

ポイントの内容

- 1 マイナポイント事業の対象となっているキャッシュレス決済を選択し、チャージまたはお買い物をした方に、利用金額の25パーセント(最大5,000円分)のポイントを還元(マイナンバーカードをすでに取得した方のうち、「マイナポイント事業」の第1弾に申し込んでいない方および申し込みをした方でポイント上限に達していない方を含む)
- 2 健康保険証としての利用登録を行った方に、7,500円相当のポイントを付与
- 3 公金受取口座の登録を行った方に、7,500円相当のポイントを付与

- 皆さんへのお願い -

例年、年度末～5月にかけては、引っ越し手続き等の増加に伴い、窓口が大変混み合います。ご家族やご友人等にお手伝いいただくなど、できるだけご自身での手続きにご協力をお願いします。



マイナポイントの申し込みについて

◆ご自身で申し込みをする場合

スマホ(アプリ)やパソコン(要ICカードリーダー)、全国の手続スポットなどで申し込みできます。詳細は、マイナポイント事業ホームページまたは村公式ホームページをご覧ください。



◀マイナポイント事業HP



◀村公式HP

◆ご自身での申し込みが難しい場合

住民課(役場行政棟1階)でポイント申し込みのサポートを行っています。

期日▼月曜日から金曜日まで(祝日を除く)

時間▼午前9時～11時、午後2時～4時

持ち物▼マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号、通帳(マイナンバーカードの名義人のもの)、キャッシュレス決済のカードまたは設定済みのスマホアプリ等 ※対象の決済サービスや、事前登録が必要な決済サービスなど詳細は、マイナポイント事業ホームページで事前にご確認ください。

その他▼▽持ち物に不足があると、申し込みができません。▽締め切り前は混雑が予想されるだけでなく、国の申し込みサイトにつながりにくくなり、ご来庁いただいても申し込みができない状況も予想されます。▽マイナンバーカードの受け取りや、ポイントの申し込みは早めをお願いします。